

○通告官等の指定に関する訓令

平成14年3月8日

本部訓令第5号

交通反則行為の処理に関する訓令（昭和43年6月本部訓令第10号）の全部を改正する。

（通告官）

第1条 交通反則通告センターに、通告官を置く。

2 通告官は、交通反則通告センター所長をもって充てる。

3 通告官は、上司の命を受け、交通反則行為に係る通告に関する事務を処理する。

（通告補佐官）

第2条 通告官を補佐させるため、交通反則通告センターに、通告補佐官を置く。

2 通告補佐官は、交通指導課の次長の職にある者をもって充てる。

附 則

1 この訓令は、平成14年3月15日から施行する。

2 この訓令の施行前において、この訓令による改正前の第2条第2項に規定する庄内交通反則通告センターの所轄区域内において道路交通法（昭和35年法律第105号）第126条第1項の規定により反則行為について告知を受けた者に係る反則行為の処理については、なお従前の例による。